

ID: 9

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

処分の概要	利用の登録及び変更登録		
例規名 根拠条項	真岡市市民活動推進センターの設置及び管理条例施行規則 第3条		
例規番号	平成20年規則第1号		
【基準】	第3条の規定による。 (利用の登録) 第3条 センターの施設、附帯設備等(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、真岡市市民活動推進センター登録申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。登録内容を変更するときも、同様とする。		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日